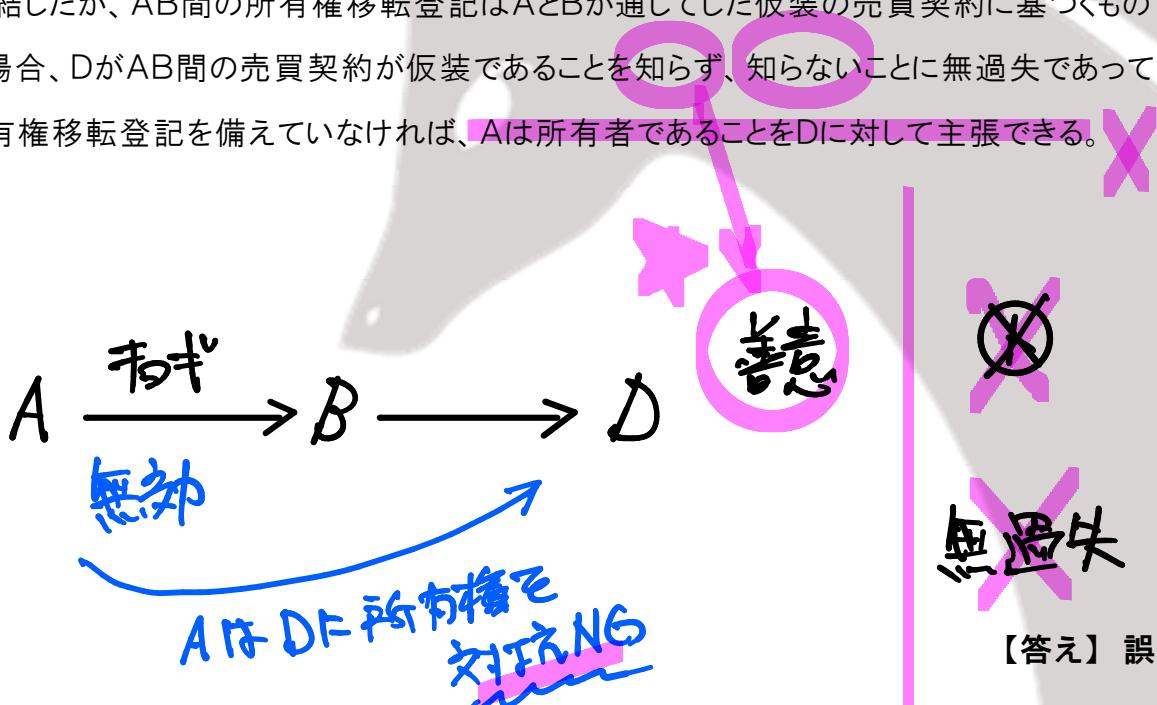


虚偽表示 宅建 H20-02-2 «#592»

【問】正誤をつけよ。

所有権がAからBに移転している旨が登記されている甲土地について、DはBとの間で売買契約を締結したが、AB間の所有権移転登記はAとBが通じてした仮装の売買契約に基づくものであった場合、DがAB間の売買契約が仮装であることを知らず、知らないことに無過失であっても、Dが所有権移転登記を備えていなければ、Aは所有者であることをDに対して主張できる。



《ポイント》虚偽表示 【★頻出基本】

1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、**善意の第三者に对抗することができない**。

(民法 94 条)

⇒ 登記の有無、過失の有無等は関係がない